

江田島市中町／宇品航路  
指定管理者募集要項

---

令和元年 1 2 月

江田島市企画部企画振興課

# 目 次

<b>1 基本方針</b> .....	<b>4</b>
<b>2 募集の概要</b> .....	<b>4</b>
(1) 施設の概要	
(2) 指定期間	
(3) 管理に関する経費等の取扱い	
(4) 募集等スケジュール（予定）	
<b>3 応募資格</b> .....	<b>6</b>
(1) 団体であること。	
(2) 団体又はその代表者が、次の者に該当しないこと。	
(3) 本航路の運航を遂行する能力があること。	
(4) 利用促進を図ること。	
(5) 船員を確保できること。	
(6) 複数申請の禁止	
<b>4 指定管理者候補者の募集</b> .....	<b>8</b>
(1) 募集手続	
(2) 応募時の提出書類	
(3) 留意事項	
(4) 募集に関する質問	
<b>5 指定管理者候補者の選定</b> .....	<b>9</b>
(1) 選定方法	
(2) 評価基準	
(3) 選定結果の通知	
(4) 選定結果の公表	
(5) 指定管理者の指定	
(6) 協定の締結	
(7) 指定管理者として議会の議決が得られなかった場合等の措置	
<b>6 管理に関する基準</b> .....	<b>10</b>
(1) 運航日等	
(2) 利用料金（運賃）	

<b>7 指定管理者の業務実施, 履行責任等に関する事項 (モニタリングの実施) ……</b>	<b>13</b>
(1) 事業報告書の作成及び提出	
(2) 業務報告の聴取等	
(3) 利用者ニーズの把握	
(4) 管理業務の評価及び公表	
<b>8 業務の範囲及び具体的内容……………</b>	<b>13</b>
(1) 定期航路等に関する業務	
(2) 旅客船の維持及び管理に関する業務	
(3) 旅客船の利用の許可に関する業務	
(4) 旅客船の利用料金 (運賃) の徴収に関する業務	
(5) その他江田島市長が定める業務	
<b>9 管理に関する経費等……………</b>	<b>14</b>
(1) 管理に関する経費	
(2) 会計処理	
<b>10 自主事業……………</b>	<b>15</b>
(1) 自主事業の実施	
(2) 行政財産の目的外使用	
(3) 自主事業の収入及び支出	
<b>11 その他特記事項……………</b>	<b>15</b>
(1) 管理上発生する責任分担	
(2) 関係法令等の遵守に関する事項	
(3) 管理業務の委託の禁止等	
(4) 指定の取消し等	
(5) 損害賠償責任	
(6) 保険の加入に関する事項	
(7) 備品の管理及び帰属	
(8) 原状回復及び事務引継ぎに関する事項	
(9) 提出書類の著作権等	
(10) 習熟訓練の実施	
<b>12 問合せ先及び応募先……………</b>	<b>18</b>
【別紙1】 評価基準……………	19
【別紙2】 指定管理者制度リスク分担表……………	20
【別紙3】 備品一覧表……………	22
【別記様式】 1～7 ……	23

# 江田島市中町／宇品航路指定管理者募集要項

## 1 基本方針

江田島市の公共交通は、江田島市民の生活圏が広島市や呉市に及んでいることから、航路が基軸を担っています。しかしながら、近年の人口減少やマイカー利用者の増加により、航路の利用者は減少傾向にあります。

一方で高齢化が進み、マイカーを自由に利用できない方々からの航路に対するニーズは高まりつつあります。加えて、合併による生活圏域の広域化等により、江田島市民の移動ニーズは多様化しており、効率的な公共交通サービスの構築が必要となっています。

このため、平成 27 年 10 月から江田島市では、市営で運航してきた中町／宇品航路（以下「本航路」という。）を指定管理者制度により公設民営化し、魅力的で効率的な海上交通の実現を進めてきました。この間の公設民営化による民間のノウハウを活用した運行実績を踏まえ、公募プロポーザル方式により、令和 2 年 10 月 1 日からの 5 年間の指定管理者を選定するために、民間団体から広く提案を募集するものです。

## 2 募集の概要

現指定管理者との指定期間が令和 2 年 9 月 30 日で満了となるため、令和 2 年 10 月 1 日から 5 年間の江田島市旅客船設置及び管理条例（平成 26 年江田島市条例第 41 号）第 4 条本文に定める指定管理者を募集します。

### (1) 施設の概要

#### ア 設置目的

江田島市民の海上交通を確保することにより、市民福祉及び地域振興に寄与することを目的とします。

#### イ 運航する航路概要

【航路名】中町／宇品航路

【運航区間】長瀬海浜～中町（中田港中町地区）～高田（中田港高田地区）  
～宇品（広島港第三区宇品地区）間

※ 中町から長瀬海浜までの区間については、能美海上ロッジの休館に伴い、平成 29 年 4 月から運航を休止しています。

#### ウ 指定管理者が使用できる旅客船

指定管理者が使用できる旅客船は、表 1 のとおりです。

ただし、指定管理期間中において、使用できる旅客船を変更する場合があります。

なお、各法人・団体が所有する旅客船を使用することも可能とします。

表1 指定管理者が使用できる旅客船

	ニュー千鳥	スーパー千鳥	ロイヤル千鳥
船舶番号	134104	136142	134101
総トン数	79.00	92.00	79.00
船籍港	江田島市	江田島市	江田島市
進水年月	平成5年9月6日	平成9年6月11日	平成5年7月30日
建造造船所	大阪 三保造船所	大阪 三保造船所	大阪 三保造船所
尺度(全長)	26.08	26.08	26.08
(登録長さ)	24.52	24.52	24.52
(垂線間長)	22.70	22.70	22.70
幅	6.80	6.80	6.80
深さ	2.30	2.30	2.30
喫水	1.542	1.725	1.542
速力 航海速力	26.00	26.00	26.00
最高速力	30.20	33.90	30.20
航行区域	平水	平水	平水
旅客定員 1.5H 未満	220 人	223 人	188 人
1.5～3.0H 未満	—	—	—
6.0H 未満	146 人	160 人	132 人
船員	2 人	2 人	2 人
機関製造所	ヤンマー	ヤンマー	ヤンマー
機関型式	12LAK-ST2	12LAK-ST2	12LAK-ST2
出力(馬力)	1100ps×2基	1100ps×2基	1100ps×2基
回転数	1850rpm	1850rpm	1850rpm
諸設備	VHF 国際無線 レーダー G.P.S 冷暖房装置 2機2軸2蛇 双胴V型	VHF 国際無線 レーダー G.P.S 冷暖房装置 2機2軸2蛇 双胴V型	VHF 国際無線 レーダー G.P.S 冷暖房装置 2機2軸2蛇 双胴V型

エ 法令等に基づく許可・届出

海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定による一般旅客定期航路事業の許可申請を始め、各種法令等に基づく許可・届出等については、指定管理者が行わなければなりません。

(2) 指定期間

令和2年10月1日から令和7年9月30日まで（5年間）

(3) 管理に関する経費等の取扱い

江田島市から指定管理者に対しては、管理委託料を支払いません。

また、運航による損失が生じて、原則として指定管理者に対する補てんを行いません。

ただし、今後、江田島市において、回数券及び通勤定期券の運賃改定（値上げ）を検討するため、これが実施されるまでの間は、運賃改定分相当額として年間1,530万円を江田島市から

指定管理者に支払います。

#### (4) 募集等スケジュール（予定）

募集等のスケジュールについては、表2のとおり予定しています。

表2 募集等スケジュール

項 目	日 付 ・ 期 間
① 募集要項の配布・申請の受付	令和元年12月18日(水)～令和2年2月10日(月)
② 現地説明会・募集説明会の開催	令和元年12月25日(水)11時：中町棧橋集合 ※ 現地説明会は、開催日前日までに現指定管理者以外から要望がない場合は、中止します。
③ 質問の受付	令和元年12月18日(水)～令和2年1月17日(金)
④ 質問に対する回答	質問票到着後、ホームページで速やかに回答する。
⑤ ヒアリング・プレゼンテーション	令和2年2月21日(金)
⑥ 指定管理者の候補者の選定・結果通知	令和2年2月下旬
⑦ 江田島市議会の議決	令和2年2月定例会
⑧ 指定管理者の指定及び協定の締結	令和2年3月

### 3 応募資格

本航路の指定管理者の応募資格は、以下のとおりです。

#### (1) 団体であること。

ア 法人格の有無を問いません。

イ 複数の団体により構成されたグループで申請する場合は、グループの代表となる団体を定め、代表団体が申請すること。また、グループの代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。

#### (2) 団体又はその代表者が、次の者に該当しないこと（エの場合は、役員を含む。）。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）による再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者

ウ 県税、市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（法人

の場合は、法人の非常勤役員を含む役員並びに支配人及び営業所の代表者を、その他の団体の場合は、団体の代表者・理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）

カ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない者

キ 海上運送法第5条の規定に該当する者

ク 指定管理者の指定の取消しを受けた日から5年を経過しない者又は指定管理者に指定することができなくなり、若しくは著しく不相当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けた日から5年を経過しない者

ケ 江田島市議会議員、江田島市長、江田島市副市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項の規定により江田島市に設置する委員会の委員が、無限責任社員、取締役、執行役、理事若しくはこれらに準ずる者、支配人又は清算人である団体（江田島市議会議員以外の者にあつては、江田島市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）であつて、指定管理者として指定することにより、江田島市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者

※ エ及びオについては、提出された団体概要や役員名簿等に基づき、警察との連携により、必要な調査を行う場合があります。

### (3) 本航路の運航を遂行する能力があること。

ア 現在、海上運送法第3条第1項の規定により許可を受けた一般旅客定期航路事業に携わっており、かつ、本航路の運航を的確に遂行する能力及び資力を有すること。

イ 提案した計画を、自ら適切に実施できること（事業運営が継続できる仕組みを示すこと。）。

ウ 提案した計画の実施（管理、運営等）に必要な資格、知識、経験、資力、信用及び技術的能力を有すること。

### (4) 利用促進を図ること。

乗降客の減少を食い止め、利用促進を図るための努力と工夫を行うこと。

### (5) 船員を確保できること。

中町／宇品航路の運航に必要な船員を確保できること。

### (6) 複数申請の禁止

同一団体が複数の申請をすることは、できません。

また、単独で申請した団体が他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請すること、及びグループとして申請した構成団体が単独で、又は他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することは、できません。

なお、この場合のグループとは、指定管理者となることを目的に構成された団体とします。

## 4 指定管理者候補者の募集

### (1) 募集手続

#### ア 募集要項の配布

##### (ア) 配布期間

令和元年12月18日(水)から令和2年2月10日(月)まで

##### (イ) 配布場所及び時間

江田島市企画部企画振興課(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

※ ただし、令和元年12月28日(土)から令和2年1月5日(日)までの年末年始を除く。

#### イ 現地説明会及び募集説明会の開催

##### (ア) 開催日時

令和元年12月25日(水) 午前11時から(中町棧橋集合)

※ 現地説明会は、開催日前日までに現指定管理者以外から要望がない場合は、中止します。

##### (イ) 開催場所

中町棧橋及び能美市民センター会議室

##### (ウ) 参加人数

各団体2名以内

#### ウ 指定管理者指定申請書類の受付

##### (ア) 受付期間

令和元年12月18日(水)から令和2年2月10日(月)まで

##### (イ) 受付方法

江田島市企画部企画振興課宛てに、持参又は郵送のいずれかにより提出してください。(郵送の場合は、令和2年2月10日(月)必着)

##### (ウ) 受付時間

持参の場合、平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

### (2) 応募時の提出書類

応募に当たっては、表3に掲載している書類を1冊に綴って15部提出してください。

応募後、申請書を取り下げる場合には、取下書【別記様式7】を提出してください。

表3 提出書類

<b>【別記様式1】指定管理者指定申請書</b>
添付書類
① 法人の場合、法人登記簿の謄本
② 団体の定款、寄付行為、規約、その他これらに該当する書類
③ 代表者の身分証明書(非法人の場合)
④ 国税及び地方税の納税証明書(募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの)



⑤ 平成 28～30 年の収支(損益)計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類
⑥ 平成 28～30 年の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
⑦ 令和元年の収支予算書・資金計画及び事業計画書又はこれらに相当する書類
⑧ 運輸安全マネジメント対応マニュアル
【別記様式 2】 申込資格に関する申立書
【別記様式 3】 事業計画書
【別記様式 4】 収支計画書 (法人概要やパンフレット等がある場合は、添付してください。)
【別記様式 5】 役員名簿

⑤及び⑥について

※ 平成 28 年 1 月以降の新設会社の場合、母体となる代表法人 1 社に関するものも併せて提出してください。

### (3) 留意事項

- ア 応募締切後、提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、江田島市が内容の訂正を求める場合を除きます。
- イ 指定管理者候補者選定委員会開催前において、江田島市から、提出された書類を補足する他の書類等の提出を求める場合があります。
- ウ 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- エ 応募書類は、理由のいかんを問わず、返却しません。
- オ 応募に関して必要となる費用は、団体の負担とします。
- カ 全ての申請書類がそろっていない場合は、申請を受け付けません。
- キ 指定管理者選定委員会、江田島市職員、その他本件関係者に対しては、募集に関する質問、その他事務手続に関する事項を除き、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

### (4) 募集に関する質問

応募資格を有しているもので、募集要項等の配布資料について質問がある場合は、質問票【別記様式 6】により、持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかにより、令和 2 年 1 月 17 日（金）午後 5 時 15 分までに江田島市企画部企画振興課宛てに提出してください。提出された質問については、速やかに江田島市ホームページで回答します。

## 5 指定管理者候補者の選定

### (1) 選定方法

江田島市において、提出書類を精査するとともに、必要に応じヒアリングを実施します。

また、江田島市指定管理者候補者選定委員会において、プレゼンテーションを実施していただき、評価基準に照らし評価・採点を行った後、指定に関する水準を満たし、かつ、本運輸業務に最も適当と認められる団体を指定管理者候補者として選定します。

その後、江田島市議会の議決を経た上で指定管理者を指定します。

**(2) 評価基準**

選定における評価基準は 19 ページの別紙 1 「評価基準」とおりです。

**(3) 選定結果の通知**

選定結果については、採択、不採択にかかわらず、申請団体に通知します。

**(4) 選定結果の公表**

応募があった団体の名称、選定方法、選定結果などは、江田島市ホームページなどで公表します。

**(5) 指定管理者の指定**

指定管理者の候補者選定後、江田島市議会に指定管理者に指定する旨の議案を提案し、議決後に指定管理者として指定します。

**(6) 協定の締結**

指定議案の議決後、管理運営業務を実施する上で必要となる事項について、指定管理者と江田島市との間で協議の上、協定を締結するものとします。

**(7) 指定管理者として議会の議決が得られなかった場合等の措置**

次のいずれかに該当した場合は、指定管理者に指定しません。

ア 江田島市議会での議決が得られなかった場合

イ 議決を得るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事項が生じた場合

ウ 正当な理由なく協定の締結に応じない場合

なお、いずれの場合においても、指定管理者候補者が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、全て指定管理者候補者の負担とします。

## **6 管理に関する基準**

---

本航路の管理基準は、以下のとおりとします。

**(1) 運航日等**

運航日は、年末年始を含む毎日とし、次の基準に基づくこととします。

また、荒天又は旅客船の故障により、運航を中止した場合は、江田島市長に速やかに報告することとします。ただし、定期的検査など、運航の中止が事前に分かる場合には、あらかじめ報告することとします。

なお、ダイヤ改正を行う場合には、路線バス及び予約型乗合タクシー（おれんじ号）との乗り継ぎに配慮するため、2か月前までに江田島市長の承認を得ることとします。

ア 年末年始を除く毎日

(ア) 平日 20 往復以上、日祝休日 18 往復以上の便数を確保すること

(イ) 午前 7 時台の便について、200 人以上の輸送能力を確保すること

(ウ) 始発便及び最終便については、現行ダイヤから大幅な変更がないよう配慮すること

イ 年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日の間）

1 日 10 往復以上（海上運送法に基づくサービス基準以上）を確保すること

## (2) 利用料金（運賃）

地方自治法（昭和 22 法律第 67 号）第 244 条の 2 第 8 項の規定による利用料金制を採用します。

利用料金制とは、利用者が支払う利用料金（以下「運賃」という。）を指定管理者が自らの収入として、中町／宇品航路の管理に要する経費に充てるもので、表 4～8 に掲げる運賃を超えない範囲で、あらかじめ江田島市長の承認を受け、指定管理者が利用者から徴収する額を決めるものです。

したがって、指定管理者は、管理業務に係る収支について、一定の責任を負うことになり、施設の利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。

ア 運賃

運賃の額は、指定管理者が表 4～8 に掲げる範囲内において、あらかじめ江田島市長の承認を受けて定めるものとします。この点を踏まえた上で、事業計画書【別記様式 3】を作成してください。

算出した運賃に 10 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた金額とします。

また、消費税及び地方消費税率が引き上げられた場合には、江田島市が設定する運賃も引き上げることとします。

なお、貸切船の運賃は、深夜、早朝、距離、回送、積載内容等を勘案して指定管理者で定めることとします。

表4 運賃表(中町／宇品航路)

区 間	長瀬海浜			
2 等	60 円	中 町		
急行料金	30 円			
計	90 円			
2 等	160 円	100 円	高 田	
急行料金	30 円	30 円		
計	190 円	130 円		
2 等	650 円	650 円	650 円	宇 品
急行料金	330 円	330 円	330 円	
計	980 円	980 円	980 円	

※ 保護者の同伴する1歳以上6歳未満の小児については1人に限り無料とし、1歳未満の小児については、無料とします。

※ 大人運賃と小児運賃の区分は、12 歳以上(中学生以上)の者を大人とし、12 歳未満(小学生以下)

の者については、小児とします。なお、小児運賃は、大人運賃の半額とします。

表5 回数券運賃表(中町・高田～宇品間)

回数券	4,900 円 (980 円券×6 枚綴り)
-----	------------------------

表6 定期運賃表(中町／宇品航路)

種類	1 か月	3 か月	6 か月
通勤	29,320 円	87,960 円	175,920 円
通学	17,450 円	52,350 円	104,700 円

表7 手荷物運賃表(中町／宇品航路)

種類	区間	20km 未満
受託手荷物		100 円

表8 小荷物運賃表(中町／宇品航路)

種類	区間	20km 未満
10kg 以下		80 円
10kg を超え 20kg 以下		160 円
20kg を超え 30kg 以下		250 円

#### イ 運賃の割引

指定管理者は、表 9 に規定する運賃割引基準に基づき、旅客船の運賃を割引することとします。

表9 運賃割引基準

対象者の区分	割引率
身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及び第 1 種身体障害者の介護者	50%
厚生労働事務次官通知に基づく療育手帳の交付を受けている者及び第 1 種知的障害者の介護者	50%
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、1 級精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護者及び 12 歳未満の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護者	50%
学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条、第 124 条及び第 134 条に規定する学校並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条に規定する保育園等の活動を引率する者	30%
旅行目的及び行程を同じくする 15 人以上の団体旅客	10%

#### ウ 回数券及び通勤定期券の運賃改定（値上げ）について

本航路の運航維持を図るため、今後、江田島市において、現行の回数券及び通勤定期券の運賃について、表10及び表11に掲げるとおりの改定を検討します。

なお、この運賃改定が実施されるまでの間は、運賃改定分相当額として年間1,530万円を江田島市から指定管理者に支払います。

表10 回数券運賃表(中町・高田～宇品間)

回数券	9,800円(980円券×11枚綴り)
-----	---------------------

表11 定期運賃表(中町／宇品航路)

種類	1か月	3か月	6か月
通勤	31,320円	93,960円	187,920円

## 7 指定管理者の業務実施、履行責任等に関する事項（モニタリングの実施）

### (1) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、旅客船に関する実施状況報告書、収支決算書及び経営状況を説明する書類を四半期ごとに作成し、各四半期経過後1か月以内に江田島市長へ提出しなければなりません。

また、江田島市職員が直接旅客船などに出向き、管理運営状況を調査する場合があります。

### (2) 業務報告の聴取等

江田島市は指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。

### (3) 利用者ニーズの把握

指定管理者は、施設におけるサービス向上のため、利用者アンケートを実施するなど、利用者ニーズを把握し、管理業務に反映させることに努めなければなりません。

### (4) 管理業務の評価及び公表

ア 指定管理者は、毎年度事業完了後、業務仕様書、事業計画書、協定書等に基づき自らの管理業務の自己評価を行い、江田島市に提出しなければなりません。

イ 江田島市は、(1)に規定する実施状況報告書等や前項に規定する自己評価により実績評価を行い、評価結果について公表するものとします。

## 8 業務の範囲及び具体的内容

指定管理者は、「安全・安心」を第一とし、江田島市旅客船設置及び管理条例第5条に規定する次の業務を行うこととします。

(1) 定期航路等に関する業務

- ア 海上運送法第3条第1項の規定により許可を受けた一般旅客定期航路事業（中町／宇品航路）
- イ 同法第20条第2項の規定により届出をした不定期航路事業（貸切船事業）など

(2) 旅客船の維持及び管理に関する業務

- ア 船舶安全法（昭和8年法律第11号）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づく、船舶、機器、設備及び海洋環境に係る検査
- イ 旅客船の保守点検及び修繕
- ウ 旅客船の清掃
- エ 備品類の調達及び維持・管理など

(3) 旅客船の利用の許可に関する業務

- ア 乗船券の回収、定期券の提示確認
- イ 公益を害するおそれがあると認められる者に対する利用の制限
- ウ 旅客船の管理又は運営上支障があると認められる者に対する利用の取消しなど

(4) 旅客船の利用料金（運賃）の徴収に関する業務

旅客船の利用に必要な乗船券の販売など

(5) その他江田島市長が定める業務

- ア 利用者などからの苦情対応
- イ 江田島市への各種計画・報告書の提出
- ウ 利用促進業務
- エ 江田島市との連絡調整など

## 9 管理に関する経費等

---

(1) 管理に関する経費

令和2年10月1日から令和7年9月30日までの指定期間5年間における管理経費については、次のとおりです。

ア 5ページの表1に掲載している旅客船3隻（ニュー千鳥、スーパー千鳥及びロイヤル千鳥）を無償で貸与します。ただし、旅客船を変更する場合があります。

なお、各法人・団体が所有する旅客船を使用することも可能とします。

イ 江田島市から指定管理者に対しては、管理委託料を支払いません。

ウ 旅客船の検査費用及び修繕費などについても、原則として指定管理者の負担とします。

エ 回数券及び通勤定期券の運賃改定が実施されるまでの間は、運賃改定分相当額として年間1,530万円を江田島市から指定管理者に支払います。

オ 指定管理協定の締結後、燃料価格が著しく高騰するなど、やむを得ない状況が生じた場合においては、江田島市と指定管理者で協議することとします。

## (2) 会計処理

旅客船の管理に関する収入及び支出は、独立の会計を設け、団体の他の会計と区別して経理してください。

## 10 自主事業

---

### (1) 自主事業の実施

指定管理者は、旅客船の設置目的に沿って自己の責任と費用により、独自に企画・計画した自主事業を行うことができます。実施した自主事業は、江田島市長に届け出なければなりません。

### (2) 行政財産の目的外使用

自主事業の内容によっては、江田島市の使用許可を得たうえで、江田島市が定める行政財産の目的外使用許可の使用料の支払いが必要となります。

### (3) 自主事業の収入及び支出

自主事業に係る収支について、旅客船の管理に係る収支計画書【別記様式4】に計上します。自主事業の収入は、航路決算に合算したうえで、指定管理者の収入に充てることができます。

## 11 その他特記事項

---

### (1) 管理上発生する責任分担

管理業務に関するリスク分担は、20～21 ページ別紙2「指定管理者制度リスク分担表」とおりです。

### (2) 関係法令等の遵守に関する事項

業務を遂行する上で、海上運送法、江田島市旅客船設置及び管理条例及び江田島市旅客船設置及び管理条例施行規則のほか、特に次の法令を遵守するものとします。

なお、このほか、関係法令等がある場合は、当該法令等についても遵守するものとします。

#### ア 地方自治法第244条の2第3項

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 略

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244の4において「指定管理者」という。)に、当該公の

施設の管理を行わせることができる。

4～11 略

イ 江田島市情報公開条例（平成17年江田島市条例第7号）第18条第1項及び第2項

（指定管理者の情報公開）

第18条 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書であって実施機関が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 略

ウ 江田島市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年江田島市条例第5号）第11条など

（個人情報の保護）

第11条 指定管理者は、その保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及びその管理する公の施設の業務に従事している者は、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者の職務を退いた後においても同様とする。

また、管理業務に係る個人情報の保護については、特に次の点を遵守してください。

（ア） 秘密の保持

指定管理者は、旅客船の管理業務の処理上知り得た個人情報その他管理業務の内容を第三者に漏らし、又は公表してはならない。この協定の終了後又は協定解除後においても同様とする。

（イ） 目的外利用等の禁止

指定管理者は、江田島市の承諾を得ないで旅客船の管理業務に係る個人情報を業務以外の目的で利用したり、第三者に提供してはならない。

（ウ） 複写及び複製の禁止

協定を履行するために行う場合を除き、旅客船の管理業務に係る個人情報が記録された資料（電磁的記録であるものを含む。）を複写し、又は複製してはならない。

（エ） 資料等の返還等

江田島市から貸与された資料等がある場合は、旅客船の管理業務終了後直ちに江田島市に返還し、又は江田島市の指示により消去し、若しくは焼却しなければならない。



(オ) 事故の報告

旅客船の管理業務を処理する上で、資料等を紛失したり、その他の事故が発生したときは、遅滞なく江田島市に報告し、その指示を受けなければならない。

(カ) 立入検査等

旅客船の管理業務の処理に伴う個人情報の取扱体制及び安全対策の具体的処理状況について、随時、江田島市の立入調査に応じ、必要な報告の求めに応じ、江田島市の指示に従わなければならない。

なお、管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、これらに違反し、個人情報の不適正な取扱いをした場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定する罰則が適用される場合があります。

エ 江田島市行政手続条例（平成 16 年江田島市条例第 8 号）

指定管理者は、江田島市行政手続条例の「行政庁」に該当するため、使用許可等の処分は、同条例の定めに従って行うこととなります。

**(3) 管理業務の委託の禁止等**

管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ書面により江田島市が承諾した場合は、この限りではありません。

**(4) 指定の取消し等**

江田島市は、指定管理者が江田島市の指示に従わないときや応募資格を失ったときなどは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることとなります。

**(5) 損害賠償責任**

指定管理者は、故意又は過失により、江田島市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

**(6) 保険の加入に関する事項**

指定管理者は、自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入していただきます。次に掲げる内容を補償する保険については、必ず加入してください。

被保険者	指定管理者
保険の名称	①船客傷害賠償責任保険 ②海上保険（船舶保険） ③海上保険（船主責任保険）

**(7) 備品の管理及び帰属**

江田島市が備え付ける備品は、22 ページの別紙 3「備品一覧表」のとおりで、江田島市が指

定管理者に無償で貸し付けることとします。

経年劣化等による備品の更新に係る費用は、指定管理者の負担とします。

また、指定管理者の責任により滅失し、又は毀損した備品の補充については、指定管理者が負担することとし、いずれの備品においても江田島市に帰属するものとします。

「備品一覧」に定める備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達することとし、当該調達した物品については、指定管理者に帰属するものとします。

#### (8) 原状回復及び事務引継ぎに関する事項

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定される場合を除く。）、又は指定を取り消されたときは、速やかに原状回復し、江田島市に必要な資料等を引き継ぐとともに、江田島市及び新たな指定管理者と十分に事務引継ぎを行うこととします。

#### (9) 提出書類の著作権等

申請団体が提出した書類の著作権は、指定管理者が決定するまでの間は申請団体に帰属します。ただし、指定管理者候補者の選定を行う際など必要な場合は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。指定管理者の決定後、指定された団体の応募書類の著作権は、江田島市に帰属し、選定されなかった団体の応募書類の著作権は、申請団体に帰属します。

#### (10) 習熟訓練の実施

指定管理者の変更が生じた場合、江田島市では、安全・安心な運航を指定管理者に引き継ぐため、指定管理者に雇用される船員を対象とした習熟訓練の実施について検討します。

## 12 問合せ先及び応募先

---

江田島市企画部企画振興課

担当 畑河内(はたごうち)、松本(まつもと)

〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地

電話：(0823) 43-1630 FAX：(0823) 57-4433

E-mail：kikaku@city.etajima.hiroshima.jp

【別紙 1】評価基準

評価項目	点数
評価の視点	
1 経営の基本的な考え方	5
① 団体の基本理念, 方針, 行動規範等が記載され, 全職員等が目標に向けて邁進していきけるような考え方を持っているか。	
② 広報に関して, しっかりとした体制や考え方が確立されているか。	
2 職員の配置及び執行体制	5
① 責任者を含め職員の配置が適正であり, 組織図に執行体制が記載され, 各業務に必要な職員が配置されているか。	
② 労務管理に関する体制が確立されているか。	
3 運航計画	10
① 公募条件で示したサービス水準(P10~13「6 管理に関する基準」)が満たされているか。	
② 経費削減策や将来の構想等があるか。	
4 要員計画と確保力	15
① 当初の要員計画及び年間要員計画が記載されているか。	
② 要員計画に経費削減策や将来の構想等が記載されているか。	
③ 運航に必要な体制を確保できるか。	
5 利用促進及び増収計画	15
① 利用促進策や増収対策のアイデアがあるか。	
② その他, 具体的かつ有用な自主事業の提案があるか。	
6 事業収支計画	20
① 事業の採算が取れる計画となっているか。また, 収益率は高いか。	
② 収入の見込み, 経費等の支出の見込みが適切な数値となっているか。	
③ 経営の安定性と継続性はあるか。	
7 資金計画	5
① 継続的に事業を進められる資金計画になっているか。	
② 事業の継続に必要な資金力があるか。	
8 教育体制	5
① 教育マニュアルを作成し, 教育体制が確立されているか。	
② 安全・サービス・生産性等を職員へ教育できる体制になっているか。	
9 運輸安全マネジメント対応マニュアル	5
① 運輸安全マネジメント対応マニュアルが整備されているか。	
② 安全統括管理者等が選任されているか。	
10 地域への貢献	5
地域貢献や地域連携に関する実績や, 具体的な計画案があるか。	
11 その他	10
① 緊急時(事故及び災害など)に対応できる資金があるか。	
② 既存の事業の採算性に課題はないか。	
③ 利用者ニーズの把握及びその反映が十分に行えるか。	
④ 江田島市との連携体制を確立し, 業務報告等を十分に行えるか。	
総合評価点	100

【失格基準】総合評価点(各委員の平均)が70点未満の場合又は安定的な航路運航について疑義がある場合には, 失格とします。

【別紙2】指定管理者制度リスク分担表（1/2）

項目	内 容	負担者	
		江田島市	指定管理者
物価変動	以下の特定経費の単価に関する物価変動リスク ＜特定経費＞旅客船に使用する燃料費	協議事項	
	上下水道料金の単価に関する物価変動リスク	○	
	上記特定経費以外の経費に関する物価変動リスク		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増減		○
利用者数，使用量の變動	指定管理者が指定申請時に積算した利用者数やエネルギー使用量等の變動に伴う経費の増減		○
法令変更	施設の管理運営の基準等に直接影響を及ぼす法令変更	○	
	当該指定管理にかかわらず指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制変更	施設の管理運営の経費に直接影響を及ぼす法令変更	協議事項	
	当該指定管理にかかわらず指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
政治，行政的理由による事業変更	政治，行政的理由から施設の管理運営の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増加	○	
施設修繕等	管理者の注意義務を怠ったことによる施設，設備，備品，資料等の滅失，損傷に関する原状回復又は賠償		○
	経年劣化や利用に伴う損耗等に対応する一般的な修繕		○
不可抗力	暴風，豪雨，洪水，地震，落盤，火災，争乱，暴動その他江田島市若しくは指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象等に伴う施設修復等の経費増加	協議事項	
第三者への賠償	管理者の注意義務を怠ったことにより与えた第三者への損害賠償		○
	管理者が注意義務を怠ったことによらない第三者への損害賠償	協議事項	

【別紙2】指定管理者制度リスク分担表（2/2）

項目	内 容	負担者	
		江田島市	指定管理者
書類の誤り	指定申請書，事業計画書等，指定管理者がその内容について責任を負うべきもの		○
	この募集要項等，江田島市がその内容について責任を負うべきもの	○	
支払遅延	指定管理者が再委託事業者等に支払う経費の遅延による損害		○
	江田島市が指定管理者に支払う経費の支払遅延による損害	○	
準備・引き継ぎ	指定期間開始前の準備及び業務引継ぎに係る費用負担		○
運営管理	運航，運賃の徴収，旅客船の維持・管理，職員研修，苦情対応，地域貢献，自主事業の企画・運営などに係る費用負担		○
	乗船券の販売場所，管理事務所，倉庫，備品，その他物品等の確保及び維持管理に係る費用負担		○
運賃	運賃の受入先		○
法的管理	施設の法的管理及び手続		○
保険	必要な保険への加入		○
その他	上記以外の事案は，江田島市及び指定管理者の協議による	協議事項	

【別紙3】備品一覧表

備品名	備付場所	数量	摘要
発券機	中町棧橋	1台	平成9年度設置
AED	ニュー千鳥	1台	平成23年度購入
AED	スーパー千鳥	1台	平成23年度購入
AED	ロイヤル千鳥	1台	平成23年度購入
無線機 レーダー	ニュー千鳥	各1台	平成5年度設置 ※ 指定管理者で無線局免許申請が必要
無線機 レーダー	スーパー千鳥	各1台	平成9年度設置 ※ 指定管理者で無線局免許申請が必要
無線機 レーダー	ロイヤル千鳥	各1台	平成5年度設置 ※ 指定管理者で無線局免許申請が必要

【別記様式1：指定管理者指定申請書】

令和 年 月 日

江田島市長 様

法人・団体の名称 \_\_\_\_\_

法人・団体の所在地 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_ 印

公の施設に係る指定管理者の募集について、次のとおり申し込みます。

1 施設の名称等

施設（旅客船）の名称	ニュー千鳥，スーパー千鳥，ロイヤル千鳥
航路名	中町／宇品航路
運航区間	長瀬海浜～中町～高田～宇品

※ 「施設（旅客船）の名称」欄に記載している旅客船は、指定管理者が中町／宇品航路で使用できる旅客船である。ただし、指定管理期間中において、使用できる旅客船を変更する場合がある。  
なお、各法人・団体が所有する旅客船を使用することも可能である。

2 提出書類 ※提出する書類にレ点を記入すること

- (1) 法人の場合、法人登記簿の謄本
- (2) 団体の定款，寄付行為，規約その他これらに該当する書類
- (3) 代表者の身分証明書(非法人の場合)
- (4) 国税及び地方税の納税証明書(募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの)
- (5) 平成28～30年の収支(損益)計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類
- (6) 平成28～30年の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- (7) 令和元年の収支予算書・資金計画書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
- (8) 運輸安全マネジメントに対応したマニュアル
- (9) 【別記様式2】申込資格に関する申立書
- (10) 【別記様式3】事業計画書(法人概要やパンフレット等がある場合は添付)
- (11) 【別記様式4】収支計画書
- (12) 【別記様式5】役員名簿

※ (5)及び(6)について

平成28年1月以降の新設会社の場合、母体となる代表法人1社に関するものも併せて提出すること。

3 担当者連絡先

担当者職・氏名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

【別記様式2：申込資格に関する申立書】

令和 年 月 日

江田島市長 様

法人・団体の名称 \_\_\_\_\_

法人・団体の所在地 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_ 印

江田島市中町／宇品航路の指定管理者の募集に係る申込資格について、次のとおり申し立てます。

※該当する項目にレ点を記入すること

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により一般競争入札等の参加を制限されている者
- 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）による再生手続開始の申立てがなされている者等，経営状態が著しく不健全な者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（法人の場合は，法人の非常勤役員を含む役員並びに支配人及び営業所の代表者を，その他の団体の場合は，団体の代表者・理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）
- 海上運送法（昭和24年法律第187号）第5条の規定に該当する者
- 指定管理者の指定の取消しを受けた日から5年を経過しない者又は指定管理者に指定することができなくなり，若しくは著しく不相当と認められる事情により，指定管理者の候補者の取消しを受けた日から5年を経過しない者
- 江田島市議会議員，江田島市長，江田島市副市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項の規定により江田島市に設置する委員会の委員が，無限責任社員，取締役，執行役，理事若しくはこれらに準ずる者，支配人又は清算人である団体（江田島市議会議員以外の者にあつては，江田島市が資本金，基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）であつて，指定管理者として指定することにより，江田島市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者
- 国税及び地方税の納付義務がない。

【理由】

.....  
.....



【別記様式3：事業計画書】

## 事業計画書

### 1 法人・団体の概要

項 目	内 容						
法人・団体の名称							
設立年月日							
資本金 (R1.12.1現在)	円						
経営の基本的な考え方 (法人・団体の基本理念, 方針, 行動規範, 目標など)							
主たる業務内容							
従業者数 (R1.12.1現在)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">正規職員</td> <td style="width: 5%;">名</td> </tr> <tr> <td>非正規職員</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>名</td> </tr> </table>	正規職員	名	非正規職員	名	合 計	名
正規職員	名						
非正規職員	名						
合 計	名						
組織図 (R1.12.1現在) (組織体制図を図示し, 人数も併記)	<p>(記載例)</p> <pre> graph LR     A["代表取締役(1) (安全統括管理者)"] --- B["【海上部門】 運航管理者(1)"]     A --- C["【陸上部門】 総務部長(1)"]     B --- D["【江田島丸】 船長(1)"]     D --- E["船員(2)"]     C --- F["総務課長(1)"]     C --- G["営業課長(1)"]     F --- H["担当者(2)"]     G --- I["担当者(2)"]                     </pre>						

※ 法人概要やパンフレット等がある場合は添付すること。

## 2 これまでの事業実績

項目	内 容
類似施設の管理に関する実績	
職員研修に関する実績	
地域との連携や地域貢献に関する実績	

※ 平成28年1月以降に新設された会社の場合、母体となる代表法人1社に係る実績を記載する。

## 3 中町／宇品航路に関する事業計画

項目	内 容
<b>(1)経営の基本的な考え方</b>	
基本方針 及び目標	
広報 (広報に対する考え方及び体制)	
<b>(2)職員の配置及び執行体制</b>	
組織体制等 (図表を活用し、組織体制や人員配置数、職制、職種、業務分担、勤務ローテーション、責任者等を分かりやすく記載すること。また、本申請書の提出後に、新規雇用を想定する場合には、それが分か	

<p>るよう記載すること。)</p>	
<p><b>労務管理体制</b> (労務に関する体制が確立されているかを分かりやすく記載すること。)</p>	
<p><b>苦情処理の体制</b></p>	
<p><b>(3)運航計画</b></p>	
<p><b>運賃</b> (定期券, 回数券, 各種割引を含めた具体的な運賃を示すこと。)</p>	
<p><b>ダイヤ</b> (具体的な運航ダイヤを示すこと。)</p>	

経費削減策	
将来の構想等	
<b>(4)要員計画と確保力</b>	
当初の要員計画 及び年間要員 計画	
経費削減策 及び将来構想	
船員確保の手法 及び見込 (既に雇用している 船員と、新規に雇用 する船員の内訳が 分かるよう記載する こと。)	
<b>(5)利用促進及び増収計画</b>	
航路利用促進策 及び増収計画 のアイデア (具体的に)	

<p>人口減少や少子高齢化に対する営業努力及び誘客努力 (具体的に)</p>	
<p>その他自主事業 (スケジュールなど具体的に)</p>	
<p>(6)教育体制</p>	
<p>教育マニュアルの作成と教育体制について (具体的な教育内容を記載すること。)</p>	
<p>(7)地域との関係</p>	
<p>地域貢献や地域との連携に関する事項 (計画があれば具体的に記載すること。)</p>	
<p>(8)その他</p>	
<p>緊急時(事故及び災害等)への対応について (体制や資金調達方法保険加入&lt;船客傷害賠償責任, 船舶保険, 船主責任保険の保険金額&gt;など)</p>	

<p>既存業務(中町／宇品航路以外)の採算性 (今後の見通しなど)</p>	
<p>利用者ニーズの把握 (ニーズ把握と反映方法を記載すること。)</p>	
<p>江田島市との連携 (江田島市との連携体制, 業務報告等について記載すること。)</p>	

【別記様式4：収支計画書】

中町／宇品航路の管理に係る収支計画書

1 乗船客数の見込み

期間	R2年10月～R3年9月	R3年10月～R4年9月	R4年10月～R5年9月	R5年10月～R6年9月	R6年10月～R7年9月
乗船客数	人	人	人	人	人

2 収支計画

(単位：千円)

	R2.10～R3.9	R3.10～R4.9	R4.10～R5.9	R5.10～R6.9	R6.10～R7.9	5年間の合計
<b>I 営業収益 (①+②+③)</b>						
①運航収益						
旅客収入						
手小荷物収入						
②その他収益						
③自主事業収益						
<b>II 営業費用 (④+⑤+⑥)</b>						
④運航費						
燃料・潤滑油費						
岸壁使用料						
業務委託費						
陸上員人件費						
船員人件費						
船舶備品消耗品費						
船舶修繕費						
船舶保険料						
その他費用						
⑤一般管理費						
人件費						
その他一般管理費						
⑥自主事業費用						
<b>III 営業損益 (I - II)</b>						

※ 必要に応じて項目を追加してください。

※ 「III 営業損益」がマイナスとなる場合（営業損失が生じる場合）には、その対応策を別紙(任意様式)で整理してください。

【別記様式 5 : 役員名簿】

指定管理者申請団体役員名簿

令和 年 月 日現在

団体名 (商号又は名称)	
所在地	

役職名	フリガナ	生年月日	住所
	氏名		

留意事項

- この名簿には、法人にあっては、代表者のほか非常勤を含む役員及びその経営に事実上参加している者、法人格を有しない団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者全員について記入してください。
- この名簿により提出いただいた情報については、募集要項に規定する欠格条項の該当の有無を確認するため、照会を使用させていただく場合がありますので御了承ください。



【別記様式6：質問票】

質 問 票

令和 年 月 日

江田島市長 様

法人・団体の名称 \_\_\_\_\_

法人・団体の所在地 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_ 印

質 問 事 項

質 問 事 項

連絡先

担当者職・氏名			
電 話 番 号		FAX 番号	
メー ル ア ド レ ス			

【別記様式7：取下書】

取 下 書

令和 年 月 日

江田島市長 様

法人・団体の名称 \_\_\_\_\_

法人・団体の所在地 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_ 印

令和〇〇年〇月〇日付けで申請した江田島市中町／宇品航路の指定管理者指定申請書については、取り下げます。

担当者連絡先

担当者職・氏名			
電 話 番 号		FAX 番号	
メールアドレス			